

## 消費税率等に関する経過措置 Q&A について

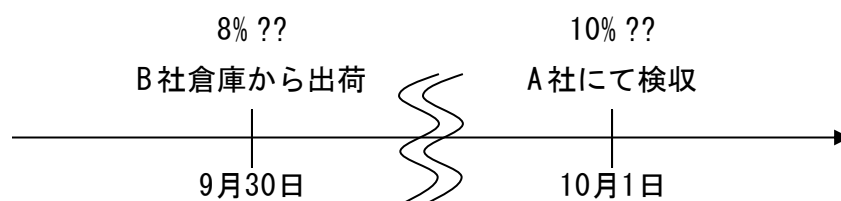
平成 30 年 10 月に国税庁消費税室より「平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q&A（基本的な考え方編）」（以下、Q&A）が公表されました。消費税率の引き上げは今回で 3 回目（3%⇒5%⇒8%⇒10%）ですが、経過措置の基本的な考え方について再度ご確認ください。

### 1. 適用税率の基本的な考え方（関連 Q&A 問 1、問 2）

平成 31 年 10 月 1 日（以下、施行日といいます。）前後の取引については旧税率（8%）と新税率（10%）どちらを適用するかについては、原則として資産の譲渡等（棚卸資産の引き渡しや、役務提供の完了など）があったタイミングで判断することになります。したがって、契約が施行日前であっても、資産の譲渡等の時期が施行日以後となる場合には 10%が適用されます。なお、適用税率は取引ごとに判断しますので、例えば、9 月 30 日に行った商品仕入については 8%、10 月 1 日に同商品を販売した場合の売上については 10%が適用されます。

### 2. 事業者間で収益・費用の計上基準が異なる場合の取扱い（関連 Q&A 問 3）

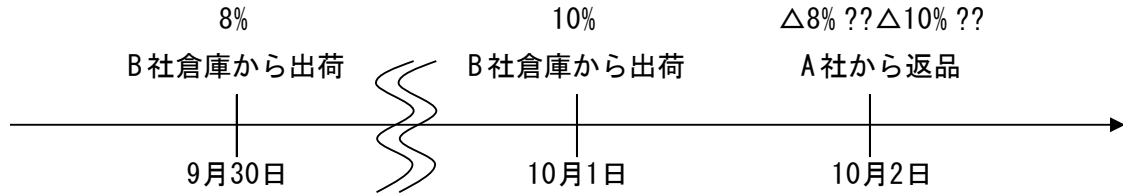
収益・費用の計上基準は、継続適用を条件に「出荷基準」「検収基準」など事業者が合理的として採用している方法によることができます。では、仕入について検収基準を採用している A 社へ、売上について出荷基準を採用している B 社から 9 月 30 日を出荷日、10 月 1 日を検収日とする棚卸資産の譲渡が行われた場合の適用税率はどちらになるのでしょうか。



Q&A 問 3 によれば、資産の譲渡等を行った事業者が適用する税率で判定することとなります。つまり、当該資産の譲渡に適用される税率は B 社の「出荷基準」にて判定した 8%であり、A 社では 8%の課税仕入を認識します。この場合、A 社側の処理が、B 社の資産の譲渡等の時期に依存することとなりますが、実務上は、B 社の立場として取引を行う事業者が、請求書等に税率を明示しておくことが必要です。なお、仕入の計上時期について「検収基準」を採用してきた A 社の課税仕入の時期については、10 月 1 日でそれまで通りです。

### 3. 31年施行日前後の返品等の取扱い(関連 Q&A 問3)

では、①9月30日に出荷した商品について施行日以降に返品を受けた場合の適用税率はどうか。また、②同種の商品を日々出荷しており、いつ出荷した商品について返品を受けたか特定できない場合はどうか。



Q&A 問4によれば、8%で行った取引について返品等の対価の返還が生じた場合は、当然に8%で処理することとなります。当初取引の適用税率の特定が困難な場合でも、例えば事業者が継続して「返品商品は前月分の商品に係る返品として処理」しているなど、合理的な方法により継続して返品取引を処理している場合には、当該方法によって適用税率を判定できます。したがって①の場合には8%、②の場合も、継続して「10月の返品商品は9月分の商品に係る返品として処理」していることを前提に8%で処理することとなります。

なお、返品取引についても、実務上は請求書等に適用税率を明記し、取引の相手方と適用税率が相異しないような措置を講じる必要があります。

以上が原則的な取り扱いですが、経過措置として例外的な取り扱いがある取引のうち、主なものは下記の通りです。これらの取引については上記の原則的な考え方に拠らない場合がありますので留意が必要です。

*旅客運賃等/電気料金等/請負工事等資産の貸付け/指定役務の提供予約販売に係る書籍等/  
特定新聞/通信販売/有料老人ホーム/家電リサイクル法に規定する再商品化等*

より詳しい情報が必要な方は、国税庁公表のQ&A（基本的な考え方編、具体的事例編）をご参照ください。

ご質問等ございましたら、当法人の貴社担当者または社員税理士までお問合せください。

(文責：鈴木)